

## 平成26年第5回玉名市農業委員会総会議事録

平成26年4月7日（月）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鍬本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
21番	田上 一	22番	小路 修三	23番	徳井 勝美	24番	田上 均
25番	杉本 征子	26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	植田 英男
29番	三川 了	30番	田上 輝行	31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海
34番	堀田 昌子	35番	谷川 文武	36番	岩永 幹生	37番	池本 信秋
38番	小田 募						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

33番 生田三之利

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮田 辰也 次長 二階堂 正一郎  
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主任 中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 23号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第 24号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）  
第 25号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第 26号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第 27号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第 28号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 8号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 9号 農地の形状変更届について

第 10号 許可書返納届について

追加議題

第 29号 農地の買受的確証明願（耕作目的）について

## 1. 開 会

○事務局長（宮田辰也君） それでは、早速ですけども、総会を始めたいと思います。

現在の出席委員は、38名中37名、生田委員のほうから欠席届が出されております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成26年度第5回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、会長よりごあいさつをいただき、引き続き、会議規則第4条によりまして、会長と交代いたします。引き続き進行をお願いしますので、よろしくお願いします。

○会長（東 令佐君） 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中に出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第23号より議第28号までの111件と報告第8号から報告第15号まで45件が提案されています。また、追加議案として、議第29号の2件が提案されております。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、荒木ひろ子委員と坂本誠二委員にお願いいたします。

-----○-----

## 2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第23号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） それでは、議第23号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成26年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、高瀬と秋丸の申請人で、申請物件、秋丸、田206㎡、農業廃止、隣接地の取得ということの売買です。

2番、滑石の申請人で、申請物件、滑石、田232㎡、これは3番との交換であります。

3番、申請物件、滑石、田23㎡、これは2番との交換であります。

4番、伊倉北方と岱明町の申請人です。申請物件、青野、畑349㎡外6筆、計4,809㎡、労働力不足、新規就農による売買です。

5番、安楽寺と玉東町の申請人です。申請物件、安楽寺、田2,699㎡外2筆、計4,972㎡、農業廃止と小作地の取得であります。

6番、三ツ川の申請人で、申請物件、三ツ川、田166㎡、労働力不足、経営拡

張の売買です。

7番、神奈川県と岱明町の申請人です。申請物件、岱明町、田1,195㎡、耕作不能、小作地の取得の売買です。

8番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町、田461㎡、労働力不足と経営拡張による売買です。

9番、築地と岱明町の申請人です。申請物件、岱明町、畑476㎡外1件、計605㎡、労働力不足、経営拡張による売買です。

10番、天水町の申請人です。申請物件、天水町、田1,011㎡、労働力不足、相手方の要望による売買です。

11番、天水町の申請人で、申請物件、天水町、畑142.92㎡外1件、計879.92㎡、相手方の要望、経営拡張による売買です。

以上、11件、14,559.92㎡をご提案申し上げます。

農地法第3条第2号の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も満たしていることから、許可要件の全てを満たしていると判断しましたのでご提案申し上げます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いします。1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。1番の案件についてご説明を申し上げます。

譲渡人は、農業廃止というふうなことでございます。譲受人は、隣接地の取得というふうなことで、何ら問題はございませんので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番と3番は担当委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○5番（井上清晴君） 5番、井上です。2番と3番の件について説明いたします。

2番はですね、2番と3番の交換ですけど、3番のほうが面積が23㎡しきやなかということで、ちょっとその田んなかていうのが、昔、国道に買収されて、23㎡しきや残っとらん土地ですもん。それと、田んなか232平米の交換で、下限面積も満たしておりますので、許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番の坂西です。労力不足と新規就農ということでございまして、譲受人のほうは岱明ですけども、もともと八嘉出身の方ですので、既に農機具なんかは揃えておられますので、何ら問題はなく、許可相当と思われます。以

上です。

○議長（東 令佐君） 5番、どうぞ。

○15番（丸山近信君） 15番、丸山です。譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、農業廃止のために、現在、小作人のおじさんにあたります人に譲り渡すものです。譲受人も下限面積を満たしております。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、6番、どうぞ。

○17番（鎌本勝利君） 17番、鎌本です。譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張、譲受人は、機械力も下限面積もあり、許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、7番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。譲渡人の田んなかを譲受人が長年耕作しておられたところが、譲渡人のほうが亡くなったので、売買することになったということです。譲受人のほうは、長年しておられることだし、別に問題はないと思います。許可相当と思ひました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、8番と9番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。譲渡人は、労力不足、譲受人は、経営拡張、下限面積も満たされており、許可相当と思ひます。

9番、譲渡人は、労力不足、譲受人は、経営拡張ということで、下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、10番、どうぞ。

○37番（池本信秋君） 37番、池本です。10番の案件について説明します。

譲渡人は、労力不足で、譲受人は、相手方の要望で、譲受人は、米とみかんを栽培されておられます。また、下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、11番、どうぞ。

○38番（小田 募君） 38番、小田です。11番について説明いたします。

譲渡人は、相手方の要望、譲受人は、経営拡張で、会社組織で広く経営して、今、拡張をしておられますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第23号については、許可することに決定しました。

次に、議第24号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第24号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請人は天水の申請人です。申請物件、天水町、田2,065㎡外1件の計4,130㎡、申請理由、労力不足と相手方の要望により、平成26年4月から5年間の契約であります。

以上、1件、4,130㎡のご提案を申し上げます。

農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積を超えていることから、許可要件の全て満たされているものと判断して、ご提案申し上げております。ご審議、よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

申請物件が1件でございますので、1番、どうぞ。

○31番（米野旨雄君） 31番、米野です。1番の案件について説明いたします。

貸人は、労働力不足、借人は、相手方の要望です。借人は、下限面積、機械等お持ちですので、許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第24号については、許可することに決定しました。

次に、議第25号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第25号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農

地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、天水町の申請分で、申請物件、天水町、畑306㎡外6件、計8,010㎡、農業者年金受給のため、平成26年6月5日から15年間の契約であります。

2番、天水町の申請人で、申請物件、天水町、畑494㎡外9件、計7,193㎡、これも農業者年金受給のために、平成26年5月8日から25年間の契約であります。

3番、これも天水町の申請人になります。申請物件、天水町、田261㎡外7件、計3,439㎡、これも農業者年金受給のための、平成26年4月7日から20年間の契約となっております。

以上3件、合計18,642㎡のご提案を申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので、ご提案申し上げます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号順に、1番と2番は担当委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○37番（池本信秋君） 37番、池本です。1番の案件について説明します。

貸人、借人は親子関係で、農業者年金受給のためです。下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

2番の案件について説明します。

貸人、借人は親子関係で、農業者年金受給のためです。下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○32番（松本哲海君） 32番、松本です。3番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は親子関係であり、サラリーマン後継者と特定譲受者に分割移譲して農業者年金を受給するものです。許可相当と判断しました。

また、財産取得の契約につきましては、24ページの64番と68番に掲載されております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第25号については許可することに決定しました。

次に、議第26号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第26号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、築地、田608㎡外2件で、計1,351㎡、共同住宅の駐車場の転用目的であります。

2番、申請物件、上小田、田585㎡外1件、計686㎡、個人住宅の転用でございます。これは一応2世帯住宅の転用目的であります。

3番、申請物件、石貫、畑1,932㎡、太陽光発電施設49kwの転用目的であります。

4番、申請物件、岱明町、畑182㎡、これも太陽光発電施設の建設であります。10.92kwでございます。

5番、申請物件、天水町、田632㎡、これは共同住宅駐車場の転用目的であります。

以上、5件、4,783㎡のご提案を申し上げます。申請内容を農地転用許可基準、全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げます。地元委員さん同行のもと、現地調査を行っております。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。1番の案件につきまして説明いたします。

この案件はですね、申請者は現在共同住宅を持っておられますけども、それと隣接した農地を今度転用に出してあるわけです。上下水はその共同住宅の中を通っておりますので、それを利用するということと、駐車場は17台分の駐車場だそうです。全て舗装いたして、雨水は集積柵に集めて側溝に流すということでございます。なにぶん、そこは一番築地では花形の土地でございますので、ベスト電器の裏なん



ですね、だから、非常に条件のいい所で、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。2番の案件について説明します。

申請人は、現在市内のアパートに住んでおられますが、自分の家を建てるという計画です。2世帯住宅ですね。申請地は、住宅が建ち並ぶ区域に位置して、東は市道、西は水路、南は父親の土地ですね。北が水田地となっています。給水は市水を利用し、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水とともに西側の側溝を利用します。周囲は擁壁を1mぐらいの擁壁を建てて、1mほど土盛りを行います。工事の際の土砂流出や被害防除にも十分注意する計画となっています。

現地調査の結果、本件は、許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○2番（取本一則君） 2番、取本です。この物件は、以前に耕作放棄地で調査した箇所の土地でございまして、その際、こういうところに太陽光発電をしたら日当たりもいいなあと思ってた場所でございます。集落からは少し離れておりまして、高台の平べったいような土地でございまして、そのときは竹、雌竹がいっぱい生えてましてですね、もともとは栗畑みたいなどでしたが、ここの親父さんが亡くなってから、本人が勤め人で手が回らなくて、耕作放棄地になっておったところでございます。本人が太陽光をしたいということでの申請でございます。雨水につきましては、集水桝で集めまして、パイプで、ちょっと市道までは50mぐらいありましたですね、そこまでパイプで持って行って市道の側溝へ流すということでの申請でございます。何ら問題なく、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。申請人の土地の畑は50坪ぐらいの広さですけども、42枚の太陽光、11kwぐらいの施設だと思います。給水関係は必要ないし、雨水等は自然浸透、念のために集水桝も設けて、近くの下水のほうに接続するということでした。近所の田畑には迷惑をかけないように工事を進めるとのことですから、許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。5番の案件について説明します。

申請地は、申請人の宅地に隣接した農地で、共同住宅2棟及び駐車場を建設する予定です。境界はブロック積みしてありますので、途中で土砂の流出などの問題はありません。生活排水及び汚水は、合併浄化槽を設置します。そして隣接する水路に流すようになってます。雨水は自然浸透です。周りは水路と宅地なので、特に問題はないので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第26号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第27号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第27号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、岩崎、畑306㎡、個人住宅の転用であります。

2番、申請物件、立願寺、畑310㎡、これも個人住宅の転用であります。

3番、申請物件、山田の畑37㎡、駐車場としての転用であります。

4番、申請物件、山田、畑70㎡外1件、計358㎡、これも個人住宅の転用であります。

5番、申請物件、伊倉南方、田699㎡、個人住宅兼店舗、床屋さんをなさっているそうです。

6番、申請物件、中坂門田、畑1,042㎡外2件、計2,130㎡、太陽光発電施設の102.9kwの建設の転用の件です。

7番、申請物件、北坂門田、田1,331㎡、これも太陽光発電施設98.28kwの建設予定だそうです。

続きまして、11ページをお願いします。

8番、申請物件、中坂門田、畑1,485㎡、これも太陽光発電施設の建設による転用目的です。150.54kwの建設だそうです。

9番、大倉、畑895㎡、これも太陽光発電施設の建設で、31.47kwの建設転用目的です。

10番、申請物件、大倉、畑376㎡、これも太陽光発電施設の18.4kw、これは9番と同じで、合計の49.74kwの建設です。

11番、申請物件、大倉、畑371㎡外2件、846㎡、これも太陽光発電施設

の72.5kwの建設の転用申請です。

12番、申請物件、石貫、畑355㎡、これも太陽光発電施設の33kwの建設の転用目的です。

13番、申請物件、三ツ川、畑154㎡、これも太陽光発電施設の7.2kwの建設の転用目的であります。

14番、申請物件、岱明町、畑676㎡、これも太陽光発電施設の54kwの建設の転用目的であります。

15番、申請物件、岱明町、畑1,651㎡、これも太陽光発電施設の99.9kwの建設の転用目的であります。

次、13ページお願いします。

16番、岱明町、畑46㎡外1件、計421㎡、個人住宅の転用目的であります。

17番、申請物件、横島町、田343㎡、これも個人住宅の転用目的であります。

18番、申請物件、横島町、田450㎡、これも個人住宅の転用目的であります。

19番、申請物件、横島町、田643㎡、これは個人住宅であります。500㎡を超えておりますけども、進入路として101㎡が進入路となっております。

20番、申請物件、横島町、田454㎡、これも個人住宅の転用目的でございます。

21番、申請物件、天水町、畑474㎡、太陽光発電施設の33kwの建設の転用目的であります。

22番、申請物件、天水町、畑956㎡、農家住宅、農業用倉庫、これは3年前に建設が行なわれております。これについては始末書が出されております。

23番、天水町の申請物件で、畑314㎡、個人住宅の転用目的であります。

以上23件、15,664㎡の土地のご提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げます。地元委員さん同行のもと、現地調査を行っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 今の案件についてご説明をいたします。3番、清田です。

1番の案件はですね、場所は玉名女子校の北側でございます。東と北側に市道が通っているというふうなことで、南と西側が個人住宅というふうなことでございます。そこに2階建ての個人住宅を建てるというふうなところでございます。給排水とも市道に、排水等も側溝を完備しておりますので、上下水道に接続をするというところ

ろです。何ら問題ないというふうなことで、許可相当と判断いたしました。

2番の案件はですね、都市計画道路の立願寺線の北側というふうなことで、市道が北側に、西側が個人住宅というふうなことでございます。南側が隣接して農地があるというふうなことでございますので、ブロックで境界を囲んで、土砂等の流出がないようにするというふうなことでございます。東側がちょっと高台になって、約2、3mの高台というふうなことで、擁壁をして実施するというふうなことで、市道の北側に公共下水道、水と接続をするというふうなことです。何ら問題もありませんので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番と4番は委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。3番、4番につきまして説明いたします。

まず、3番の案件ですけれども、この駐車場37平米の転用ですが、もともと譲渡人の土地を転用されまして住宅を建てられておったわけですが、家族全員が車を持つようになって、今の駐車場ではとても足りないということで、その隣の農地を37㎡今度転用届が出ております。入り口から半分を舗装して、あとの半分は砂利敷きの自然浸透ということで、一切構築物は使わないので、何ら問題ないと思いますので、許可相当と判断いたしました。

それから、4番の案件ですが、これは住宅地の中にある農地を今度宅地転用にされるわけですが、北側を市道が通っておりますし、それに上下水管が埋設されておりますので、家庭の雑排水、あるいは、そういった生活用水を利用するというふうなことでございます。

それから、進入道路を設定しなくちゃならないということで、進入道路は全て舗装をするということで、雨水なんかは側溝を通して市道の側溝に流すということでございます。現場確認の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 5番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） はい、12番、坂西でございます。個人住宅兼店舗ということでございまして、500㎡を超えてますけれども、店舗のために6台ぐらいの駐車スペースが必要ですので、これは問題ないかと思っております。北側に市道が通ってまして、その高低差が1mほどございますけれども、それを盛土して市道の高さと一緒にするというふうなことでございます。給水方法は市水ですね。それと雨水は自然浸透の雨水桝、汚水は合併浄化槽で、北側に側溝が通ってますので、そこにつなぐということでございます。東側と南側に土砂流出がないようにブロックで積み上げて、土砂流出を防ぐということでございますので、何ら問題はなく、許可相当と思っております。以上です。

○議長（東 令佐君） はい。次に、6番から8番まで委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。6番、7番は、譲渡人、譲受人とも同一人物なので、一括して説明させていただきます。

この申請地は、中坂門田で、中山間地に存在する生産性の低い第2種農地でありまして、申請会社は、ここは大体地域の高台にあり、太陽光発電を建設するには適地だということで土地の選定をされております。被害防除計画としては、設置面は現況とほとんど変わらない状況であり、雨水については自然浸透を図り、隣接地に流出しないよう対策を講じるということでもあります。また、近隣農地用被害防除としては、日照、耕作等への悪影響は考えられず、許可相当と判断いたしました。

6番についての畑はですね、誰か麦を作っておられて、とてもいい畑地だったんですが、もう本当に高齢化で、頼まれてきた方がもう全く農業できなくなったということで廃止されて、ここに今、譲渡人さんは、太陽光にしたほうがいだろうということで転用をされております。

8番について説明いたします。ここも中坂門田、山の上の高台にあるので、太陽光にするには適地といえば適地なのですが、とても多いです。譲受人のこの会社の方が、ほとんど今、前回も前々回もずっと太陽光で設置されております。全くなんですかね、家もなくて、何ら被害がないということで、許可相当とこれも判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次に、9、10、11番、委員さんがこれも同じでございますので、続けてどうぞ。

○14番（森川正志君） 14番、森川です。この9番、10番はですね、受人のほうと同じで、隣同士のこの畑なんですよね。それで、一括でそこに太陽光パネルを置くということで、大体49.74kwの太陽光パネルです。

それから、10番も一緒に太陽光の売電目的で太陽光パネルをとということです。

現地調査をしました結果、3件とも許可相当と思いました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、12番、どうぞ。

○2番（取本一則君） 2番、取本です。ここは南側にこの土地の南側の市道に土地が隣接してありますけど、そこの幅員に家屋が建てられるような幅員ではないために、この太陽光の設置をされる模様でございます。太陽光の板は132枚で33kwを設置するということで、雨水については、周囲に被害を及ぼさないように、ちょっと土手みたいなのをついて、地下浸透で処理するということでもございました。周囲には数件の家がございますが、太陽光の板が南向きでございますので、その西側と東側には何ら影響はないと、光の反射もないということでのことでした。許可相当

と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、13番、どうぞ。

○17番（楢本勝利君） 17番、楢本です。この案件は、貸人と借人は夫婦で、妻名義の土地のパネル30枚が7.2kwの太陽光パネルを設置し、自家用発電として住宅電源に使用する目的だそうです。申請地は、計画者自宅に隣接し、実地検証をしたところ、南側は申請地より3、4m低い小川に接し、西側は車庫、北側は通路、東側は自宅、雨水については自然浸透を図り、隣接地には流出しないように対策を講じるとのことで、許可相当と判断いたしました。よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、14番、どうぞ。

○18番（荒木まつ子君） 18番、荒木です。14番の案件について説明します。

転用目的としては、太陽光発電システムの設置をするものです。設置場所は、第2種農地で、自宅に隣接し、維持管理がしやすく、高台にあり、周りは木など影うつものもなく、太陽光発電に適しています。面積は676㎡で、54kwのパネルを200枚設置するものです。雨水は自然地下浸透で、排水桝を設けます。近隣農作物には影響もなく、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。以上。

○議長（東 令佐君） 15番、どうぞ。

○20番（福田友明君） 20番の福田です。15番の案件について説明いたします。

申請人は会社員でございまして、場所的には、岱明町下前原の一番東側に位置しておりまして、南のほうは鹿児島本線に近く、そしてまた、自動車工場の裏手となりまして、東側のほうは農地がありますけれども、パネル設置にあたっては、影響はないかと感じております。転用目的は、先ほどのとおり太陽光発電のパネル設置でございまして、排水計画といたしましては、雨水浸透処理をいたしまして、そしてまた、溢れる雨水につきましては、西側のほうに水路が通っておりまして、そちらのほうに排出するという予定でございまして、

被害防除計画といたしましては、現在、若干の雑木があるため、雑木伐採後、整地を行うということで、盛土はやらないということでございまして、土砂の流出を避けるため、万が一のためには土留めを設置し、処理するというでございまして、そのほかにトラブルが起らないためには、隣接する農地の方にはちゃんと同意をいただいております、パネル設置にあたりましては、影響はないものと判断をいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、16番、どうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。申請人は、子どもも大きくなりましたため、父の名義の土地を分筆して、贈与で421㎡譲り受けて個人住宅を建築するというでございまして、小学校の近くになるため、便利が良いということです。

それから、給排水につきましては、上下水道も通っておりまして、給水は上水道、その排水は下水道、市の下水道を利用するという、雨水も東側の側溝に流すということです。それから、被害防除に関しましては、周囲はブロックで囲い、フェンス等を設置するということです。農地への被害はないように十分配慮するということをごさしまして、別に問題はないと思います。許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 次、17番、どうぞ。

○25番（杉本征子君） 25番、杉本です。申請人は、借家住まいのため新築されるものであり、申請地は集落内にあり、周辺農地に及ぼす被害はないと思われます。生活雑排水は集落排水に放流し、問題はなく、許可は相当かと思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 18番、どうぞ。

○24番（田上 均君） 24番、田上です。18番については、申請人は、義理の親子関係でごさしまして、転用目的は、親の住宅地へ隣接したところの個人住宅の建設でごさします。雑排水については、集落排水を利用するということでごさします。それと雨水については、宅地と隣接する排水を利用するというので、何ら問題ないというふうに判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、19番、どうぞ。

○26番（小島昌文君） 26番、小島です。19番の件について説明します。

譲渡人と譲受人は、祖母と孫の関係です。雨水は溜め桝を設置し、排水に流します。生活雑排水は、集落排水施設に流します。土砂等の流出がないようにブロックで囲み、何も問題なく、許可相当と思われます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、20番、どうぞ。

○30番（田上輝行君） 30番、田上です。これは、今建っている南側にすぐに娘婿さんが一緒に住むから建てるということでごさします。生活雑排水については、農業集落排水につなぐということです。雨水については、雨水桝を利用してから排水路に流すということでごさします。現地調査の結果、何ら問題なく、許可相当と思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、21番、どうぞ。

○31番（米野旨雄君） 31番、米野です。21番の案件について説明いたします。

借人、貸人は親子関係です。売電目的の太陽光発電です。パネルは32枚、発電能力は33kwです。雨水は集水桝を設置して排水溝に流します。土砂流出及び近郊農地への影響は特になくと思えます。ただし、被害も及ぼす場合は、責任を持って対処するそうです。許可相当と思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、22番ですが、22番は始末書が添付されておりますので、まず、始末書の朗読をお願いいたします。

○事務次長（二階堂正一郎君） — 22番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） では、22番、どうぞ。

○32番（松本哲海君） 32番、松本です。22番の案件については、居住していた住宅敷地が手狭となったため、条件のよい申請地に新たに農家住宅と農業用倉庫を建築するものです。生活排水は合併浄化槽を設置し、隣接する水路に流し、雨水については自然浸透となっております。先ほど始末書があったとおり、住宅は完成しておりますが、周囲に被害はなく、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（東 令佐君） 次、23番、どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。23番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は義理の兄弟であり、熊本に戻って住宅を建設予定です。申請地の西側にはL型の用壁を設置し、土砂の流出は問題ありません。給水は町の水道を引き込み利用します。生活排水や汚水は、合併浄化槽を設置、南側にある側溝に流します。雨水も同様に配管して南側側溝に流します。東は保育園とか宅地があり、周りの樹園地の同意もあり、問題はないので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 10番、坂本です。農地法第5条のですね、転用許可申請についてですけども、これは何番ということじゃないんですけど、太陽光発電というのは、使用貸人、使用借人と申請されてますけど、一般的にその契約期間というのは、事務局のほうにお尋ねしますが、何年ぐらいで契約、10年とか20年とか、そういった形で大体一般的に何年ぐらいですか。

○事務次長（二階堂正一郎君） 大体20年から30年ぐらいですね。使用貸借であれば。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○14番（森川正志君） 14番、森川です。19番で、個人住宅になってますけれども、申請地が643㎡というのは、何か進入道路か、駐車場か。

○事務局長（宮田辰也君） 一応進入道路を101㎡。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 全然問題はないんですけど、皆さんにやっぱり知ってもらいたい。17、18、19、20とずっと第1種農地が続いてて、各集落内の第1種農地だから全然問題はないと思うんですけど、その第1種農地にそういう住宅がずっとできてることを、一応説明だけしてください、皆さんに。どういう関係で第



1種農地にできるか。従来どおりの農地のなか、住宅が密集してるけん、できるのか。そういうことで、第1種農地でずっと転用されてるけん、そこをちょっとよかつたら。

○事務次長（二階堂正一郎君） 集落接続になります。

○13番（本田多美子君） 全部ですね、用地のですね。

○事務次長（二階堂正一郎君） はい、隣近所に二軒以上の住宅がある場合ですね。

○13番（本田多美子君） 無限ですか。

○2番（取本一則君） 2件あればよかつね。

○事務次長（二階堂正一郎君） はい、今のほうでは2件以上ということです。

○13番（本田多美子君） わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第27号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第28号、農用地利用集積計画の設定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第28号、農地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成26年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成26年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画の案のとおり、玉名市長より意見を求められております。16ページから24ページまでの68件の集積です。24ページをお願いします。いいでしょうか。

所有権移転、5件、8,922㎡、利用権設定、62件、185,603㎡、利用権転貸、1件、2,943㎡、総合計、68件、197,474㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

ご意見、質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決

定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) 異議がないものと認め、議第28号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

### 3. 報告

○議長(東 令佐君) 次に、報告第8号から報告第10号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長(宮田辰也君) それでは、25ページをお願いします。

報告第8号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理いたしましたのでご報告いたします。平成26年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は41件の解約の通知を受理しております。

続きまして、報告第9号、農地の形状変更届についてであります。下記農地の形状変更届がありましたので、報告いたします。平成26年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、3件の届けを受理しております。いずれも盛土によるものでございます。

報告第10号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告いたします。平成26年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は1件を受理しております。以上であります。

○議長(東 令佐君) 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) ないようですので、次に移ります。

-----○-----

### 4. 追加議題

○議長(東 令佐君) 議第29号、農地の買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(宮田辰也君) 議第29号、農地の買受適格証明願(耕作目的)について。

下記のとおり公売に付される農地の買受適格証明願いを承認するものとする。平成26年4月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、願出人、耘野信二、公売面積、公売物件、岱明町、畑731㎡外1件の3,369㎡、願出人の経営面積50,289㎡、主に米と麦を栽培されております。入札期間、平成26年4月8日から4月15日まで。開札期間、平成26年4月21日となっております。

2番、願出人、熊本市の高濱光洋、公売物件、岱明町、田2,638㎡、経営面積21,630㎡、主に米・麦・野菜等を栽培されております。開札期間、平成26年4月8日から4月25日までであります。開札期日、平成26年4月21日となっております。

買受適格証明の交付を受けた者が、最高価買受願出人又は次順次買受願出人となり、第3条許可申請が提出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものとする。という付帯決議が付いておりますので、どうぞよろしくお願ひしときます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（井上清晴君） 5番、井上です。この競売物件は、専玉のグラウンドの裏にあたります物件でありまして、競売にある田んなかでまた耕作をしたいということで、入札にかたりたいということで願ひが出ましたので、よろしくお願ひします。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○20番（福田友明君） 20番、福田でございます。この物件につきましては、先月の3月5日に第4回農業委員会総会におきまして、議第15号として提案されたものでございます。しかしながら、入札の期間が4月8日から15日までだったかな。かなり期間が取ってあったために、急きよこの2名の方が再度買受適格証明書願ひを出されましたので、緊急的に議案が提出されたものでございます。熊本市の方でございませけれども、要件は満たしておりますから、何ら異常はないと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） すみません、2番の案件なんですけど、この方は熊本市在住ということで、要件は十分満たしてあるということですけど、その条件というのは、満たす条件というのは、熊本市からここまでの岱明までの耕作の距離とか、そういうことでしょうか、ちょっと教えていただきます。

○事務次長（二階堂正一郎君） 2番の方ですけれども、まず、耕作のですね、規模とかは、熊本市の農業委員会のほうから、基本台帳事項の証明等を出していただきまして、経営面積は議案に載せてありますとおり21,000㎡ほどあるということです。この方なんですけれども、申請を出された場合、この聴き取りでちょっとお聞きしたんですけれども、熊本市だけじゃなくて今現時点でも、いろいろな所に土地を借りてされてるそうです。一番遠いところでは、佐賀のほうまで行かれてされてるということなので、その場合は、向こうに行って、仮の宿泊施設を造って、そこで寝泊まりしながらやっているということで、されてました。

○13番（本田多美子君） はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。  
(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地の買受適格証明願について、議案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第29号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

本日子定していました議案審議と報告を終わります。

その他に移ります。その他、何かございませんか。

(なしの声)

-----○-----

## 5. 閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日、慎重なる審議誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時22分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成26年4月7日

玉名市農業委員会会長

東 令佐

農 業 委 員

荒木 ひろ子

農 業 委 員

坂本 誠二